

# 白川町議会基本条例

白川町議会の更なる活性化と円滑な運営を図るため、議会及び議員の活動原則について、議会基本条例を全部改正し、第2回定例会において可決しました。

今回、その全条文と解説文及び用語説明を掲載します。

## 🔗「議会基本条例」とは

議会活動の理念や原則、制度などの基本的な事項を定めた条例です。

地方分権社会の進展により、地方議会が担う役割や責任が大きくなりました。更にコロナ禍にあり、議員の機能力、デジタル化はさらに求められています。また、住民からは資質向上、情報発信、見える化を求める声が多く、議会改革の取り組みを継続・発展させることを目指して、議会基本条例を制定するものです。全国では930自治体（52%）、岐阜県では18自治体（42%）の議会がこの条例が制定されています。

## 白川町議会基本条例の解説文

### 前 文

地方分権社会の進展により、地方公共団体は、自らの責任においてその組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、自主性及び自立性がより一層求められる時代を迎えた。

議員の合議体である議会は、町長と同じく町民の直接選挙で選ばれた二元代表制の一翼を担う存在として、町民福祉の向上及び町政の進展のため、その果たすべき役割と責任は、ますます増大している。

こうした中、白川町議会は、論点及び争点を明確にした自由かつ達な討議を通して、最良な意思決定を行う議事機関として活動することが求められている。また、公正性及び透明性が確保されるよう、町民参加を推進し、及び情報公開を積極的に行うことにより、町民に開かれた議会運営に努め、課題の解決に当たらなければならない。

よって、白川町議会は、この条例を議会及び議員の活動の指針並びに議会の最高規範として位置付け、町民の負託に応えられる議会づくりに全力で取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### 【解説】

前文では、白川町議会が議会基本条例を制定するにあたっての、背景や基本的な考え方、議会のめざすべき方向性など、本条例の制定によって議会の権能をさらに高め、町民から負託された期待に応えるための決意を表明したものです。

## 🔗「地方分権」とは

国が持つ政治面における決定権や財源を地方公共団体に移し、「地方の課題は地方で処理する」という体制を構築することを指します。

これにより地方公共団体はその地域固有の規則を作ることができるようになります。

## 🔗「二元代表制」とは

議員と町長の両方を、住民が直接選挙によって選ぶ制度です。議員と町長はともに住民を代表し、独立・対等の立場で緊張関係を保ちながら自治体運営を行うことにあります。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の役割を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、町民福祉の向上及び持続的で豊かな町づくりに寄与することを目的とする。

#### 【解説】

第1条では、議会基本条例の目的を定めています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則等

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、町民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 町民の立場に立ち、適切な町政運営が行われているか監視し、及び評価することに努めること。
- (3) 町民の多様な意見要望の把握に努め、これを町政に反映させるための議会運営を行うこと。
- (4) 議会が言論の府であることを十分に認識し、意思決定に当たっては、議員間の自由かつ適度な討議を重んじ、論点及び争点を明らかにすること。

#### 【解説】

第2条では、議会の活動原則について町民にわかりやすく開かれた議会とするため4つのことを定めています。

### (議員研修の充実及び強化)

第3条 議会は、専門知識を取り入れた研修を積極的に行うことにより、議員の資質、政策形成能力及び立案能力の向上に努めるものとする。

#### 【解説】

第3条では、議員の資質向上のため、議員研修の充実強化について定めています。

### (委員会の活動原則)

第4条 委員会は、次に掲げる原則に基づき適正な運営を行うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査並びに所管事務の調査の充実を図ることにより、委員会の設置目的が十分に発揮されるよう努めること。
- (2) 議案等の審議及び審査に当たっては、町民に分かりやすい議論を行い、積極的に公開するよう努めること。

#### 【解説】

第4条では、委員会は、議案等の審議及び審査、所管事務の調査を含め積極的に活動し、設置目的が十分に発揮されるよう定められ、原則として公開するように努め、町民に分かりやすいように議案等の審議や審査の議論を行うことを定めています。

#### 🔗「委員会」とは

町議会で取り扱う問題を、専門的、能率的に審査・調査するために設けており、常に設置されている常任委員会、議会運営委員会と必要に応じて設置される特別委員会があります。

#### （議員の活動原則）

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 日常の調査研究及び研修活動を通じて、自らの資質向上に努めること。
- (2) 町政全般にわたり、町民の多様な意見の聴取に努め、政策提言及び議会審議に生かすよう努めること。
- (3) 議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

#### 【解説】

第5条では、議員は、直接選挙で選ばれた町民の代表であることを自覚し、自らの資質向上に努めるとともに、町民の意見の把握と聴取に努め、議会の構成員として町民全体の福祉の向上を目指すことを定めています。

#### （危機管理）

第6条 議会は、不測の事態が起こった場合においても、議会機能の維持に努め、町民の生命、身体及び財産を守るため、町長その他の執行機関及びその職員（以下「町長等」という。）が迅速かつ円滑に災害対策等を行えるよう必要な協力を行うものとする。

#### 【解説】

第6条では、大規模災害等不測の事態から町民を守るために、町行政が迅速かつ円滑に災害対策を講じられるよう協力・支援することを定めています。

## 第3章 議員の政治倫理

第7条 議員は、町民の代表としての倫理性を自覚するとともに、良心及び責任感をもって議員の品位を保持し、見識を高めるよう努めるものとする。

- 2 議員は、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

#### 【解説】

第7条では、議員は町民の代表として、品位を保ち良心と責任感を持つこと、その地位を利用した不正やその疑惑がもたれる恐れのある行為を禁じています。

## 第4章 町民と議会との関係

第8条 議会は、町民に対し積極的に情報を提供するため、町議会だより（白川町議会広報の発行に関する条例（平成8年白川町条例第24号）に基づき設置する議会広報編集委員会により発行される議会広報をいう。）、町ホームページ等（以下「広報紙等」という。）多様な情報伝達手段を活用し、広報活動の充実を図るものとする。

- 2 議会は、町民との意見交換の場を設け、webアンケートを含む多様な形態の広聴活動を実施し、町民の意見の把握及び反映に努めるものとする。
- 3 議会は、広く町民の意見及び知見を審議並びに審査に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の活用に努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情（要望）の審議等に当たっては、必要に応じて請願及び陳情（要望）の提出者の意見を聴くことができる。
- 5 議会は、それぞれの議員の活動状況について町民に分かりやすく情報提供するため、議案、請願及び陳情（要望）に対する議員の賛否の結果を広報紙等において公表するものとする。

### 【解説】

第8条では、町民に対し、多様な手段を活用し積極的な情報の提供を行うことや、広く町民の声を町政に反映させるために、各種団体や町民との意見交換の場の確保に努めること、参考人制度や公聴会等の活用に努めること、町民等から提出された請願や陳情においては、願意や内容を十分に把握するため直接提出者から説明等を聴くことができる旨を定めています。また、個々の議員の考え、活動を町民に分かりやすく情報提供するため、議案等の採決における態度（賛否）を公表することを定めています。

### 🔗「参考人制度」とは

利害関係者や学識経験者等に対して出頭を求めて、意見を聴取する制度です。公示や選定等の手続を要しない点で、公聴会より簡便となっています。なお、平成24年9月公布の地方自治法改正により、本会議においても参考人制度や前掲の公聴会を活用できることとなりました。

### 🔗「公聴会」とは

重要案件について必要に応じ広く利害関係者や学識経験者等の意見を聴き、審議の参考にするために開催するものです。公述人（公聴会で賛否の意見を述べる者）は、公聴会の開催の公示に基づき公募し、選定されます。

### 🔗「請願・陳情」とは

国や町などに対して意見や要望を述べることで、どなたでも議会に提出することができます。なお、議会に請願する場合は、1名以上の本町議会議員の紹介が必要です。

## 第5章 議会と町長等との関係

- 第9条 議会及び議員は、町長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会機能を十分に発揮した議会活動を行うことにより、議会審議における町長等との緊張関係の保持に努めるものとする。
- 2 本会議及び委員会（以下「本議会等」という。）における議員と町長等との質疑応答は、事実関係を正確に把握した上で論点及び争点を明確にして行うものとする。
  - 3 本会議における一般質問での議員と町長等との質疑応答は、一問一答方式又は一括方式で行うことができる。
  - 4 前項の規定により質疑応答を一問一答方式で行う場合は、町長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対する答弁に必要な範囲内で反問することができる。

### 【解説】

第9条では、議会と町長等の関係について、緊張感の保持に努めることやそれぞれの立場において共通の目標である町民福祉の向上、町政の進展に取り組むことを定め、本会議および委員会での質疑応答や一般質問について定めています。

#### 🔗 「一般質問」とは

一般質問は、議員が町政運営全般にわたって、執行機関に疑問点を質問し、答弁を求めるものです。

一般質問により所信を問うことによって、執行機関（町長、教育長等）の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせたり、結果としては現行の政策を変更・是正させたり、また新規の政策を採用させるなどの目的と効果があります。

#### 🔗 「一括方式」とは

大項目ごとの質問を一括で行うもので、質問と答弁あわせて60分以内で行います。

#### 🔗 「一問一答方式」とは

質問とそれに対する答弁をそれぞれ一括して行うのではなく、議員が、回数制限なく、1つの項目ごとに質問し、答弁者はそれに対してその都度答弁を行う質疑、質問形式のことです。

#### 🔗 「反問権」とは

質問の趣旨、内容、背景、根拠、考えなどを確認するため、答弁者が、議員に質問することをいいます。

## 第6章 町長等による政策等の説明等

### (政策等の説明)

第10条 議会は、町長等が提案する重要な政策等について、次に掲げる政策形成過程等を論点として審議し、町長等にその資料の提出及び説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 町民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 白川町総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

#### 【解説】

第10条では、町長等が重要な政策等を提案する場合に、議会の意見や提言をその政策に反映させるため、資料の提出および説明を求めることができることを定めています。

### (予算及び決算の審議における政策説明資料の提出)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて町長等に対し、分かりやすい政策別又は事業別の説明資料の提出及び説明を求めることができる。

#### 【解説】

第11条では、予算及び決算の審議において、町長等に対し説明資料の提出と説明を求めることができることを定めています。

## 第7章 議会運営及び議会機能

### (議員間討議による合意形成)

第12条 議会は、本会議等において議案審議等の結論を出す場合は、議員相互間の討議を尽くし、合意形成に努めるものとする。

- 2 議員は、自由かつ達な討議を経て、政策、条例及び意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

#### 【解説】

第12条では、議会運営にあたり、議員間の自由かつ達な討議を行い、合意形成に努めるとともに、議会の総意としての結論が得られるよう議員間の議論を十分に尽くすよう努めることを定めています。

#### （議長及び副議長の所信表明）

第13条 議会は、議長及び副議長に対し、広報紙等においてその所信を表明する機会を設ける。

#### 【解説】

第13条では、議会の代表である議長および副議長の所信を知らせる機会を設けています。

#### （議会事務局機能の充実）

第14条 議会は、議会の政策立案能力の向上及び議会活動の円滑化を推進するため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。

#### 【解説】

第14条では、議会事務局の機能の充実に努めることを定めています。

## 第8章 議会改革の推進

第15条 議会は、社会状況の変化に適応するため、議会改革の推進に努めるものとする。

2 議会は、議会改革を推進するため、全国の先進議会への視察、研究等を行うものとする。

3 議会は、ICT（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。）を積極的に活用するものとする。

#### 【解説】

第15条では、議会改革の推進を図るため、視察や研究を意識的に推進し、時代に即したICTを積極的に活用していくことを定めています。

## 第9章 議員定数及び議員報酬

#### （議員定数）

第16条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、議会機能の活性化、町政の現状と課題、将来の予測と展望及び町民の意向を把握し、町の実情に配慮した定数を検討するものとする。

3 議員又は委員会は、議員定数を改正しようとするときは、理由を付して議案を議長に提出するものとする。

#### 【解説】

第16条では、議員定数の改正においては、財政面だけでなく議会機能の活性化や町民の意向・町の実情に配慮して定数を検討するよう定めています。

## (議員報酬)

第17条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、白川町特別職報酬等審議会条例（昭和39年白川町条例第28号）で定めるところにより、同審議会の意見を聴くとともに、必要に応じて町民の意向の把握に努めるものとする。

### 【解説】

第17条では、議員報酬の改正にあたっては、白川町特別職報酬等審議会並びに、町民の意見を尊重することを定めています。

## 第10章 最高規範性

第18条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

### 【解説】

第18条では、議会基本条例は、議会において最も基本となる規範であり、議会に関する他の規定はこの条例と整合性のとれたものにしなければならないことを定めています。

## 第11章 検証及び見直し手続

第19条 議会は、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

### 【解説】

第19条では、議会基本条例について検証を行い、必要に応じ改正を行うなど、適切な対応措置を講じることを定めています。

以上

🔗 議会基本条例は、白川町議会ホームページにも掲載しています。



白川町議会ホームページ